

久喜市議会
令和2年2月定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	令和元年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号） について	1
議案第 2 号	令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 5 号）について	2
議案第 3 号	令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 5 号）について	3
議案第 4 号	令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 3 号）について	4
議案第 5 号	令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計補 正予算（第 3 号）について	5
議案第 6 号	令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計補 正予算（第 3 号）について	6
議案第 7 号	令和元年度久喜市水道事業会計補正予算（第 4 号）について	7
議案第 8 号	令和元年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	8
議案第 9 号	令和 2 年度久喜市一般会計予算について	9
議案第 10 号	令和 2 年度久喜市国民健康保険特別会計予算に ついて	10
議案第 11 号	令和 2 年度久喜市介護保険特別会計予算につい て	11
議案第 12 号	令和 2 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算 について	12
議案第 13 号	令和 2 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予 算について	13
議案第 14 号	令和 2 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予 算について	14
議案第 15 号	令和 2 年度久喜市水道事業会計予算について	15
議案第 16 号	令和 2 年度久喜市下水道事業会計予算について	16
議案第 17 号	久喜市アセットマネジメント基金条例	17
議案第 18 号	久喜市犯罪被害者等支援条例	19
議案第 19 号	久喜市部設置条例の一部を改正する条例	22

議案第 20 号	久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	23
議案第 21 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	24
議案第 22 号	久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	25
議案第 23 号	久喜市市営住宅条例の一部を改正する条例	26
議案第 24 号	久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	28
議案第 25 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	29
議案第 26 号	久喜市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	30
議案第 27 号	久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第 28 号	久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第 29 号	久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例	33
議案第 30 号	久喜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例	34
議案第 31 号	路線の認定について	35

議案第 1 号

令和元年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和元年度久喜市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第2号

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 3 号

令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について

令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第4号

令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第5号

令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第6号

令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 号

令和元年度久喜市水道事業会計補正予算（第 4 号）について

令和元年度久喜市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 号

令和元年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和元年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第9号

令和2年度久喜市一般会計予算について

令和2年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 10 号

令和 2 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

令和2年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 号

令和 2 年度久喜市介護保険特別会計予算について

令和2年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 2 号

令和 2 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

令和2年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 13 号

令和 2 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算について

令和2年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 14 号

令和 2 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

令和2年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 15 号

令和 2 年度久喜市水道事業会計予算について

令和2年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 16 号

令和 2 年度久喜市下水道事業会計予算について

令和2年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第17号

久喜市アセットマネジメント基金条例

(設置)

第1条 公共建築物の維持更新及び統廃合に要する経費に充てるため、久喜市アセットマネジメント基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

公共建築物の維持更新及び統廃合に要する経費に充てる基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第18号

久喜市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生

活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の関係する者(以下「関係機関等」という。)との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各搬の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等の支援を所管する課に置くものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、次の各号に掲げる見舞金を、それぞれ当該各号に定める者に対し支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の遺族

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体の支援)

第13条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を受けた者について適用する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等を支援するための基本理念と施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するため、この案を提出するものであります。

議案第19号

久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の部中(2)の項を削り、(3)の項を(2)の項とし、(4)の項を(3)の項とし、(3)の項の次に次のように加える。

(4) 検査に関する事。

第2条の表総務部の部中(14)の項を(15)の項とし、(13)の項を(14)の項とし、(12)の項の次に次のように加える。

(13) 広報及び広聴に関する事。

第2条の表財政部の部を次のように改める。

財政部

(1) 市の予算及び財政全般に関する事。

(2) 契約事務に関する事。

(3) 市有財産の管理及び活用に関する事。

(4) 市税の賦課及び徴収に関する事。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和2年4月1日付け組織機構改革を実施するにあたり、分掌事務について、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第20号

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

久喜市固定資産評価審査委員会条例(平成22年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 2 1 号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「58万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第20条中「52万円」を「58万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国民健康保険税の賦課限度額について、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 2 2 号

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久喜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第23号

久喜市市営住宅条例の一部を改正する条例

久喜市市営住宅条例(平成22年久喜市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 入居権利者と緊急時等に連絡をとることができる者で市長が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)が連署した請書を提出すること。ただし、入居権利者から緊急時等連絡先の連署が得られない旨の申出があり、市長が当該申出を相当と認めるときは、緊急時等連絡先の連署を要しないものとする。

第13条の見出し及び同条第1項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第2項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、入居権利者又は緊急時等連絡先に対し、当該緊急時等連絡先に関する前項各号に掲げる事実の有無を確認するために必要な限度において、報告又は書類の提出を求めることができる。

第15条第4項を次のように改める。

- 4 第1項の承認を受けた者は、当該承認を受けた者と緊急時等連絡先が連署した請書を市長に提出しなければならない。ただし、承認を受けた者から緊急時等連絡先の連署が得られない旨の申出があり、市長が当該申出を相当と認めるときは、緊急時等連絡先の連署を要しないものとする。

第20条第3項中「付さない」を「つけない」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第21条第1項中「次条第4号に掲げる費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第22条第4号を次のように改める。

- (4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第42条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の久喜市市営住宅条例(第20条から第22条まで、第42条第3項を除く。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるとされた改正前の久喜市市営住宅条例第8条第1項及び第15条第2項の規定により承認された入居権利者が、同条例第13条の規定により連帯保証人を変更しようとするときは、改正後の久喜市市営住宅条例第13条第1項を適用する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

単身高齢者等の増加を踏まえ、市営住宅の入居申込者等について連帯保証人を要しないこととするとともに、民法の一部改正に伴い、規定の整備を行いたいのので、この案を提出するものであります。

議案第24号

久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

久喜市土地区画整理事業施行規程（平成22年久喜市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第25号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
第6条中「第65項」を「第68項」に改める。

別表第2第75項金額の欄ア(ウ) a 中「床面積」の次に「(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。イ(ウ)において「基準」という。) I の第2の2の2-3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。bからfまで及び第77項ア(ウ)において同じ。)」を加え、同欄イ(ウ)中「共同住宅」の次に「(基準 I の第2の2の2-3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。第77項イ(ウ)において同じ。)」を加え、同表第81項金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄ア(イ) a 中「床面積」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまで、イ(イ)、第83項ア(イ)及びイ(イ)並びに第85項ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)」を加え、同表第83項金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、「金額」の次に「。ただし、新たに追加される建築物については、第81項金額の欄に定める額とする。」を加え、同表第85項金額の欄中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第26号

久喜市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市水道事業の設置等に関する条例(平成22年久喜市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第27号

久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年久喜市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第28号

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

久喜市監査委員に関する条例(平成22年久喜市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する
ものであります。

議案第29号

久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例

久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立江面第一小学校の項及び久喜市立江面第二小学校の項を削り、久喜市立久喜北小学校の項の次に次のように加える。

久喜市立江面小学校	久喜市北青柳40番地の1
-----------	--------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立江面第一小学校と久喜市立江面第二小学校を統合し、新たに久喜市立江面小学校を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第30号

久喜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

久喜市スポーツ推進審議会条例(平成27年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会生涯学習課」を「教育委員会スポーツ振興課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和2年4月1日付け組織機構改革に伴い、久喜市スポーツ推進審議会の担当部署を改正したいので、この案を提出するものであります。

議案第 3 1 号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜5406号線	久喜市本町三丁目	久喜市本町三丁目	
栗橋1201号線	久喜市南栗橋十丁目	久喜市南栗橋十丁目	
栗橋1202号線	久喜市南栗橋十丁目	久喜市南栗橋十丁目	
栗橋1203号線	久喜市南栗橋十丁目	久喜市南栗橋十丁目	
鷺宮1574号線	久喜市鷺宮	久喜市鷺宮	
鷺宮1575号線	久喜市上内	久喜市上内	
鷺宮1576号線	久喜市鷺宮中央二丁目	久喜市鷺宮中央二丁目	

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。